

令和3年度 徳島大学ひかりフェローシップ 募集要項

徳島大学は、社会に役立つ夢を持った、学業・人物ともに優秀でかつ研究に専念する意欲がある大学院博士課程又は博士後期課程の学生を対象に、処遇向上に資する研究奨励費を支給し、医光融合分野で活躍できる若手研究人材の育成と大学院の充実を図ることを目的として徳島大学ひかりフェローシップの対象者を募集します。

対象者には、フェローシップとして、研究専念支援金と研究活動経費を支給・配分するとともに、研究力向上とキャリアパスの支援に向けた取組を提供します。

1. フェローシップ概要

(1) 給付額：

①研究専念支援金：年額180万円（月額15万円）

※対象者が研究に専念できるよう生活費相当額として支給

②研究活動経費：年額30万円

※年額計210万円のうち、70万円は原則対象者を指導する研究室が負担

(2) 給付対象期間：2021年4月～2024年3月（原則3年間）

※休学の場合は、原則受給資格を喪失しますが、復帰後に再開する等の取扱いとする場合があります。

(3) 給付方法：

①研究専念支援金は、月額を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付

ただし、研究室負担の70万円は、研究専念支援金の一部をリサーチ・アシスタントの給与として支給することを原則とする。

②研究活動経費は、指導教員の管理・指導の下、本学会計規則等により適正に使用

2. 応募資格

修学・研究意欲が高く、研究に専念することを希望する者であって、以下の要件を満たす者とする。

・2021年4月1日現在、大学院博士課程又は博士後期課程に在学し、以下のいずれかに該当する者

①区分制の博士後期課程第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者

②4年制の博士課程第2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者

・2021年4月1日現在、30歳未満（臨床研究を課された医学系分野に在籍した者においては33歳未満）であること

※出産・育児等のライフイベントを経た者においては32歳未満、臨床研究を課された医学系分野に在籍した者においては35歳未満

・社会人の入学者、日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国から奨学金等の支援を受ける留学生でないこと

・本事業以外の給付型奨学金（年額100万円以上）を受給していないこと

※申請資格で不明点がある場合は、「4. (3)」提出先、問い合わせ先に照会ください。

3. 採用予定人数

8名

4. 応募方法

(1) 募集期間：2021年3月29日(月)～4月9日(金)

(2) 応募者本人が、指導(予定)教員と相談し、下記「申請書」を作成のうえ、募集期間内に学務部学生支援課へ電子メールにて提出してください。

また、指導(予定)教員に下記「所見書」の作成を依頼してください。(所見書については、指導(予定)教員から直接学生支援課に提出いただきます。)

[▶令和3年度徳島大学ひかりフェローシップ申請書](#)

[▶令和3年度徳島大学ひかりフェローシップ申請者に関する所見書](#)

(3) 提出先、問合先：〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地
徳島大学学務部学生支援課

TEL：088-656-7077

E-mail：gakuseikachou@tokushima-u.ac.jp

5. 選考・結果

応募いただいた書類をもって、フェローシップ審査委員会により選考を行います。選考結果は、4月末日までに本人及び指導(予定)教員宛通知します。

6. 選考方針

選考にあたっては、以下の観点に基づき、総合的に評価します。

①研究に専念する意欲が高いこと。

②学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

③自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。

また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が医光融合分野への貢献を含め示されていること。

④研究を遂行する能力が優れていること。

7. 採用者の手続き

(1) 振込先情報：研究専念支援金の振込先金融機関口座情報(本人名義に限る)を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 誓約書：研究活動に専念すること等の記載事項を確認し、本人が署名のうえ、指定する期日までに学務部学生支援課宛て直接郵送か、持参してください。

8. 対象者の義務

受給対象者は、次に定める義務を履行する必要があります。

- ①研究計画を策定し、計画に沿って研究に専念すること。
- ②本学が実施する研究力向上・キャリアパス支援等に関するプログラム（以下「プログラム」と言う。）に参加すること。（プログラムを欠席した場合は、レポート提出などを求めることがある。）
- ③研究計画及びプログラムの取組状況について、四半期ごとに指導教員（メンター）に報告し、面談を受けること。
- ④フェローシップ審査委員会に研究状況の概要を年1回報告すること。
- ⑤その他、フェローシップ審査委員会が必要と認める事項

9. その他

- ・応募の際に提出していただく個人情報、選考以外には使用しません。
- ・選考の過程で面接する場合があります。
- ・応募書類の内容に関し、必ず指導（予定）教員と相談してください。
- ・研究専念支援金は雑所得として課税対象となり所得税に関する確定申告が必要となります。
- ・研究活動に支障がない範囲のティーチング・アシスタントやアルバイトの実施、学会からの学術賞等の賞金、有償のインターンシップ等の報酬等の受取は可能です。